1 林業労働力調査の概要

(1) 調査目的

県内で林業に従事する林業事業体及び森林技術者の実態を調査し、今後の林業労働力確保対策を講じるための基礎資料(データ)を収集する。

(2) 調査対象

県内で林業(造林、保育、伐木、造材、集材、作業道等の作設・補修)に従事する 林業事業体及び森林技術者を対象に調査を行った。

① 林業事業体

林業事業体として調査対象にしたのは、②の森林技術者を1人以上雇用した林業事業体である。

<林業事業体区分>

- ア 市町村
- イ 財産区
- ウ 森林組合
- 工 生產森林組合
- 才 会社
- 力 事業協同組合
- キ その他の団体
- ク 個人営業体

② 森林技術者

森林技術者として調査対象にしたのは、過去1年間に30日以上、林業(造林、保育、 伐木、造材、集材、作業道等の作設、補修)に従事した者である。

<森林技術者区分>

- ア 雇用労働者(林業事業体に雇用された者)
- イ 自営業主 (自己所有山林で作業し、林業で生計を立てている者)
- ウ 一人親方 (労働者を雇用しないで、林業の作業を他から請け負う者)
- エ 家族従事者(自営業主又は一人親方の行う林業の作業に雇用されることなく従 事する者)

(3) 調查方法

林業事業体及び森林技術者個別に調査表を配布、回収して調査を行った。

- (4) 調査基準日及び調査対象期間
 - ① 調査基準日 令和5年3月31日
 - ② 調査対象期間 令和4年4月1日~令和5年3月31日
- (5) その他

集計表において、四捨五入の関係で割合内訳の合計が 100 にならない場合がある。 事業量において、林業事業体への聞き取り調査のため他の統計調査とは一致しない 場合がある。